

デジタル庁入札等監視委員会について

令和4年3月1日
デジタル庁会計担当参事官決定

1 趣旨

デジタル庁が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議決定）に基づくデジタル庁入札等監視委員会（以下「委員会」という。）について、次のとおり定める。

2 所掌事務

- (1) デジタル庁が締結した契約（既に締結されている当該契約の内容を変更するための契約を含む。以下同じ。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 上記契約のうち委員会が抽出したものに関し、契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定理由・入札の経緯、随意契約の理由・経緯等について審議を行い、デジタル庁に対して必要な改善を求めること。
- (3) 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」（平成25年6月28日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、デジタル庁予算の執行に関する手続、規則又はその運用方法等について、デジタル庁から提案等を受け、審議を行うとともに、改善すべき事項等について意見を述べること。

3 委員

- (1) 委員は、中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者から、デジタル庁会計担当参事官が委嘱する。委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- (2) 委員の数は、3人とする。
- (3) 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 委員長

委員の互選により委員長を定め、委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、原則として、年に2回開催する。
- (2) 委員会の会議及び会議資料は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

6 庶務

委員会の庶務は、デジタル庁戦略・組織グループ会計チーム法規・監査班において処理する。

7 デジタル庁コンプライアンス委員会への対応

デジタル庁内における規範遵守、公務の公正性及び調達透明性の確保に資する観点から、非違行為等に関する報告をはじめとしたデジタル庁コンプライアンス委員会との連携を図るための必要な対応を行う。

8 その他

このほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この決定は、令和4年4月1日から施行する。